

教育規程および施行細則（スカウトの海外渡航に関する基準）の改正

第7章 教育の方法

本則

- 7-9 海外派遣
- 7-11 外国スカウト受入計画（新設）

施行細則

- 7-8-4 申請承認
- 7-8-6 確定計画の報告

2025年 2月8日教育推進本部会合承認
3月8日理事会承認
理事会承認後に公示

2025年 4月1日施行

教育規程改正

条文番号	現行	条文番号	改正案	
7-8 海外渡航	<p style="text-align: center;">————— 海外渡航 —————</p> <p>海外渡航は、加盟員が国際親善を通して国際理解を深めることを基本とする。</p> <p>②本連盟に加盟するスカウト及び指導者の海外渡航は、海外派遣と個人海外旅行とする。</p> <p>③ 海外渡航に関する細部は、別に定める。</p>		(変更なし)	
7-9 海外派遣	<p>海外派遣は、海外で開催される次に掲げるものとし、原則として相手国連盟の招待又は承認を受けたものとする。</p> <p>(1) 世界スカウトジャンボリー、世界スカウト会議等の世界的な行事</p> <p>(2) 地域スカウトジャンボリー、地域スカウト会議等の地域的な行事</p> <p>(3) 世界スカウト機構によって公認された国際的な行事</p> <p>(4) 世界スカウト機構に加盟する相手国連盟が主催又は公認する行事</p> <p>(5) 国際活動（国際体験）を主目的とする個人又はグループによる海外で行うスカウトプログラム</p> <p>(6) 姉妹都市関係等特別な友好関係にあるスカウト組織等との交歓</p> <p>(7) その他本連盟が特に認めた行事等</p> <p>② 海外派遣は、すべて総コミッショナーの承認を受けなければならない。</p>		(変更なし)	
7-10 個人旅行	<p>個人海外旅行は、スカウト関係以外の目的で海外に渡航し、外国スカウト関係施設等の訪問又は外国スカウトとの交流を行うこととする。</p> <p>② 個人海外旅行において、外国スカウトとの交流を希望する場合には、本人の申請により、本連盟は国際紹介状を発給する。</p>		(変更なし)	
7-11 国際紹介状	<p>国際紹介状に関する細部は、別に定める。</p>	7-11 外国スカウト受入	<p>海外のスカウト・指導者を団・地区・県連盟等で受入れる場合、「外国スカウト受入計画」の承認申請を県連盟を通じて行い、本連盟の承認を受ける。</p> <p>② 本連盟は、招待先国連盟へ通知する。</p>	国際コミッショナーを 追記
		7-12 国際紹介状		<p>新設 国内における国際交流事業の手続きを明確にする。</p> <p>※条文番号の変更</p>

※以降「7-12 ビーバースカウトの訓育」から「7-35 技能章」までの条文番号を変更し、「7-36 ターゲットバッジ及びマスターバッジ」を削除する。
また、関連する施行細則「7-11-1 国際紹介状の申請」「7-11-2 受給者の義務」「7-11-3 帰国後の報告」についてもこれを変更する。

教育規程 施行細則改正 ースカウトの海外渡航に関する基準ー

条文番号	現行	条文番号	改正案	
7-8-1 基本精神			(変更なし)	
7-8-2 競合の禁止			(変更なし)	
7-8-3 責任の所在			(変更なし)	
7-8-4 承認申請	<p>海外派遣の主催者は、計画実施日の<u>6か月前</u>までにそれぞれの組織を通じ、次に掲げる書類を本連盟に提出し、承認申請をしなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書（目的、期間、人数、引率責任者、同行者、参加者の資格、経費、行動日程等）</p> <p>(2) 相手国連盟または受入機関の招待状あるいは案内状（ただし、国際理解、国際親善、国際体験等を主目的として、個人またはグループが海外で行うスカウトプログラムの場合はこの限りではない。）</p> <p>(3) 所属県連盟の承認 本連盟の行う事業以外で、参加者が2以上の県連盟にわたる場合は、主たる事業組織のある県の県連盟をとおして手続きするものとする。</p>		<p>海外派遣の主催者は、<u>原則計画実施日の3か月前</u>までにそれぞれの組織を通じ、次に掲げる書類を本連盟に提出し、承認申請をしなければならない。<u>なお、総コミッショナーが承認した場合はこの限りではない。</u></p>	<p>渡航計画をまとめ実施計画書の提出を原則3ヶ月前とする。</p>
7-8-5 外国連盟棟への通報			(変更なし)	
7-8-6 確定計画の報告	<p>承認を得た計画の実施について、実施日の1か月前までに、次に掲げる書類を、本連盟に提出しなければならない。</p> <p>(1) 参加者名簿（氏名・年齢・所属・級・<u>住所</u>）</p> <p>(2) 確定した行動日程</p>		<p>(1) 参加者名簿（氏名・年齢・所属・級・<u>住所</u>）</p>	<p>住所は不要のため記載を削除する。</p>